

土壌汚染調査・分析業務のご案内

(土壌汚染対策法、三重県条例、土壌環境基準等に係る調査・分析のご案内)

土対法上の調査契機

- ① 特定有害物質を使用等する施設の使用が廃止された場合 (法第 3 条)
- ② 一定規模以上の土地の形質変更時に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合 (法第 4 条)
- ③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める場合 (法第 5 条)

↓ 土地の所有者等 (所有者、管理者又は占有者)

調査・報告 ※指定調査機関 (環境大臣が指定) が調査

土壌汚染に関する基準への適合性 → 適合 [規制対象外]

土対法での区域の指定・管理

↓ 不適合
区域の指定へ

健康被害が生ずるおそれの有無

有 ↓ ↓ 無

要措置区域 (法第 6 条)

【汚染の除去等の措置】

- ・ 指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事が汚染原因者 (汚染原因者が不明等の場合は土地の所有者等) に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令

【直接接種によるリスク】

- 立入禁止 ○舗装
- 盛土 ○土壌入換え
- 土壌汚染の除去 (浄化)

【地下水等の汚染経路のリスク】

- 地下水のモニタリング
- 不溶化
- 封じ込め (原位置、遮水工、遮断工)
- 土壌汚染の除去 (浄化)

形質変更時要届出区域 (法第 11 条)

【土地の形質変更の制限】

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を都道府県知事に届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県知事が計画の変更を命令

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除・公示

土対法 特定有害物質の種類

- ・ 土対法では土壌に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとして、全 26 物質を指定しています。特定有害物質には、以下の物質が含まれます。

第一種特定有害物質 (12 物質) (揮発性有機化合物類)	第二種特定有害物質 (9 物質) (重金属類)	第三種特定有害物質 (5 物質) (農薬類、PCB)
トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、クロロフルン	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀 (アルキル水銀)、セレン、ふっ素、ほう素	有機燐、PCB、シマジン、チウラム、チオベンカルブ

※土壌汚染調査では、特定有害物質の他、ダイオキシン類を追加して調査を実施することもあります。

